

岐阜県保健環境研究所における不正防止計画

平成29年3月31日制定

岐阜県保健環境研究所（以下「研究所」という。）の研究活動における不正行為を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

I 研究所内の責任体制の明確化

- 1 岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為等に関する規程第3条に基づき、最高管理責任者（所長）、統括管理責任者（総務課長）及びコンプライアンス推進責任者（疫学情報部長）を置く。
- 2 コンプライアンス推進責任者を補佐するためコンプライアンス推進副責任者を置き、総務課管理調整係長をもって充てる。

II 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 1 最高管理責任者は、研究活動における不正行為を防止するためのルール及び研究員の試験研究活動指針を、研究所電子共有フォルダ等により研究所の研究員に周知する。
- 2 研究員は関係ルール等を遵守し不正行為をしないことを誓約する書面を提出する。その提出がない場合は、競争的資金等の運営・管理を含む全ての研究活動に関わることができないこととする。
- 3 研究員が研究倫理の向上、研究所の不正対策に関する方針、ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正行為に当たるのかを理解するため、コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス教育を実施しその受講状況を把握する。
- 4 研究所内外からの告発等の通報窓口は、研究所総務課管理調整係とする。
- 5 最高管理責任者は、必要に応じて本計画の見直しを指示する。

III 研究活動の適正な運営・管理

- 1 コンプライアンス推進副責任者は、予算等の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。また、予算執行が当初計画から著しくかけ離れていないか確認し、統括管理責任者等と協議のうえ、必要に応じて指導を行う。
- 2 各部及びセンターの責任者（以下「部等責任者」という。）は、研究員が存在しないデータ、不正な研究結果等を作成していないか確認し、必要に応じて指導を行う。
- 3 部等責任者は、研究員が研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工していないか確認し、必要に応じて指導を行う。
- 4 部等責任者は、研究員が他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用していないか確認し、必要に応じて指導を行う。

IV 情報の発信

研究所における研究活動不正行為防止の取り組み及び通報窓口等についてホームページで外部に公表する。

V 不正防止計画の実施状況の確認

- 1 不正防止計画が適切に実行されていることを確認するために、コンプライアンス推進責任者は、研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）の各過程において、部等責任者からの聞き取り等により活動状況をモニタリングする。
- 2 予算等の執行状況については、コンプライアンス推進責任者が部等責任者及びコンプライアンス推進副責任者からの聞き取り等によりモニタリングする。
- 3 モニタリングの結果、改善が必要な場合には、指導するとともに不正行為が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、年度毎の不正防止計画の実施状況を取りまとめ、統括管理責任者に報告する。